

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※  
※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※  
※　役員等に対する報酬の支給の基準　　※  
※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※  
※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※  
※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

学校法人 興國学園

## 役員等に対する報酬の支給の基準

学校法人 興國学園

第 1 条 理事、監事及び評議員の報酬の額、並びにその支給方法は、この規定の定めるところによる。

第 2 条 理事の報酬の額は、次の各号のとおりとする。

1. 理事に対して、基本報酬として月額 5 万円を支給する。  
但し、病気又は本人の都合により、理事の職務遂行に支障ありと認められる期間は支給しない。
2. 理事に対して、執務手当として執務 1 日につき 1 万円を支給する
3. 理事長に対して、理事長手当として月額 10 万円を支給する。
4. 理事及び理事長に対して、会議手当として理事会出席 1 回につき 1 万円を支給する。

第 3 条 監事の報酬の額は、次の各号のとおりとする。

1. 基本報酬として、月額 4 万円を支給する。
2. 会議手当として、理事会出席 1 回につき 1 万円を支給する。

第 4 条 評議員の報酬については、次の各号のとおりとする。

1. 基本報酬は、支給しない。
2. 会議手当として、評議員会出席 1 回につき 1 万円を支給する。

第 5 条 報酬の支払方法は、次の各号のとおりとする。

1. 理事、監事の報酬（会議手当を除く）は、原則、毎月 21 日に支給する。異動のあった月は、日割をもって計算した額とする。
2. 会議手当については、会議当日、現金で支給する。

第 6 条 理事、監事及び評議員の報酬の各会計年度において支出する総額は、その会計年度の予算の中でそれぞれ総額として定められた額を超えることができない。

第 7 条 本規定の改廃は、理事会及び評議員会の承認によって行なうものとする。

### 附 則

1. 本規定は令和 8 年 6 月 1 日より実施する。